



## インドネシア:新型コロナウイルス感染症拡大にかかわらず、旧態依然とした裁判手続き(2020年5月7日時点)

執筆者: 吉本 祐介、杉本 清

※本書は、2020年5月7日時点の情報に基づいて執筆しております。

1. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行に際して、インドネシア最高裁判所は、2020年3月23日に、裁判官や裁判所職員の在宅執務などに関する通達を発令しました。インドネシア最高裁判所は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、同年4月3日、4月20日にも通達を発令し、在宅勤務期間を延長しています(以下、総称して「最高裁通達」といいます。)。最高裁通達では、裁判官や裁判所職員の在宅執務を認めると共に、一定の場合にビデオ会議を行うことも認めています。
2. また、インドネシア保健大臣は2020年4月7日、ジャカルタ特別州の「大規模な社会的制限(PSBB)」の発動を承認し、ジャカルタ特別州では、原則として職場を休業することが求められました。
3. しかし、裁判所の手続きに大きな変化はなく、依然として業務を継続しています。そのため、応訴や上訴の期限が新型コロナウイルス感染症の流行を理由として延長されることは考えにくいです。
4. 裁判手続きを従前通り進めることは、特に倒産手続きにおいて困難を生じさせることとなります。インドネシアの倒産手続きにおいては、債権届出期限までに、届出を代理するインドネシア人弁護士が管財人に委任状の原本を提示する必要があります。日本企業の場合、代表取締役が日本で委任状に署名することが多いですが、この場合、以下の手続きが必要となります。
  - ① 委任状を日本の公証人役場で公証する。
  - ② インドネシア領事館で委任状の認証を受ける。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

③ インドネシアに委任状原本を送る。

平常時でも、これらの手続きを債権届出期限までに行うことには大きな負担がありますが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、在宅勤務が進む中で上記手続きを迅速に行うことは困難と思われます。

5. 経済活動の停滞により、今後インドネシアにおいても紛争や倒産申立が増加すると予想されますが、新型コロナウイルス感染症の流行が進む中でも、平常時と同様に裁判手続きへ対応していく必要があることに留意する必要があります。手続きの期限を徒過したことにより、権利を失うことがないよう、債務者の状況を注視するとともに、万一法的手続きが開始された場合に備えて、信頼できる弁護士の確保などの準備を行っておくことが望まれます。

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください：



よしもと ゆうすけ  
**吉本 祐介**

西村あさひ法律事務所

[y\\_yoshimoto@jurists.co.jp](mailto:y_yoshimoto@jurists.co.jp)

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



すぎもと きよし  
**杉本 清**

西村あさひ法律事務所 ジャカルタ事務所\* 弁護士

[ki\\_sugimoto@jurists.co.jp](mailto:ki_sugimoto@jurists.co.jp)

\*提携事務所

2006 年より総合商社でインドネシア市場を担当し、同国にて 1 年半の語学・実務研修を経験。退職後、2014 年弁護士登録、当事務所入所。インドネシアの Walalangi & Partners に出向中。



西村あさひ法律事務所では  
現在、国内外に  
16の拠点を設けています。

### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200  
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 白杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

### 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@jurists.co.jp  
執行パートナー 山口勝之  
副執行パートナー 清水恵

### ドバイ

Tel +971-4-253-3646  
E-mail info\_dubai@jurists.jp  
森下真生

### バンコク

Tel +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp  
パートナー 小原英志  
タイパートナー\* Chavalit Uttasart  
(SCL Nishimura)  
Jirapong Sriwat

### 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@jurists.jp  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 廣澤太郎

### 上海

Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp  
首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

### ジャカルタ\*1

**Walalangi & Partners**  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi

### シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

### 台北

西村朝日台湾法律事務所  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@jurists.jp  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

### ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@jurists.jp  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

### Okada Law Firm (香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp  
代表 岡田早織

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\*外圍法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。